豊田市障がい者グループホーム設置促進事業費補助金交付要綱

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和４５年規則第３４号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、共同生活援助の事業に要する経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付目的）

第２条　この補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「総合支援法」という。）第５条第１７項の規定に基づく共同生活援助の事業を行う事業所（豊田市指定障がい福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例第６条の規定により準用する総合支援法に基づく指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号）（以下「指定基準」という。）第１６章に規定する指定共同生活援助事業所。以下「グループホーム」という。）を新たに確保するために要する経費及び運営に要する経費の一部を補助することにより、障がい者の社会復帰の促進及び自立の促進を図ることを目的とする。

（補助事業者）

第３条　補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、グループホームを運営する社会福祉法人、医療法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）に定める公益社団法人及び公益財団法人及び特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）に定める特定非営利活動法人（以下「社会福祉法人等」という。）及び社会福祉法人等以外の法人とする。

２　前項の規定に関わらず、役員に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものがいる場合は対象としない。

（定義）

第４条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)建設　法令等で定める基準に適合したグループホームに係る共同生活住居（総合支援法第５条第１７項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）を新規に建設すること。

(2)買取　法令等で定める基準に適合（改修により適合する場合を含む。）したグループホームに係る共同生活住居の用に供する既存の建物を新規に買い取ること。

(3)改修　グループホームを新たに行う場合に必要な既存建物を改修すること。

(4)賃借運営　法令等で定める基準に適合した、グループホームに係る共同生活住居（指定基準第２１０条第２項に規定する本体住居に限る）を新規に賃貸建築物で運営すること。

(5)日中活動系サービス

総合支援法第５条第１項に規定される障がい福祉サービスのうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業及び同法第７７条第１項第４号に規定される地域活動支援センターを行う事業及び豊田市地域生活支援事業実施要綱第２条第１項第１３号に規定される日中一時支援事業をいう。

第２章　建設・買取・改修費の補助

（補助事業）

第５条　この章が規定する補助金（以下「建設・買取・改修費補助金」という。）の交付対象は、補助事業者が建設、買取又は改修を豊田市内において行う事業（以下「建設・買取・改修費補助事業」という。）とする。

（補助金の額）

第６条　建設・買取・改修費補助金の額は、別表１に示す補助上限額と、対象経費に補助率を乗じて得た額とを比較し、少ない方の額に、当該共同生活住居の開始時において、利用者のうち豊田市長が総合支援法第１９条第１項により支給決定した者（以下「豊田市支給決定者」という。）の人数を乗じた額を利用契約者数で除した額とする。

（端数処理）

第７条　建設・買取・改修費補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者は、建設・買取・改修費補助事業の開始前に補助金等交付申請書（様式第１号の１）及び規則第４条第２項に定める団体調書（以下「団体調書」という。）を市長に提出しなければならない。

（計画の変更）

第９条　補助事業者は、交付決定後に建設・買取・改修費補助事業の内容を変更しようとするときは、市長に補助事業等計画変更承認申請書（様式第２号）を提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第１０条　補助事業者は、建設・買取・改修費補助事業完了後に、市長に補助事業等実績報告書（様式第３号の１）を提出しなければならない。

２　前項に定める実績報告書の提出期限は、建設・買取・改修費補助事業の完了の日から起算して３０日を経過した日、又は翌年度の４月１０日（その日が閉庁日のときはその前日）のいずれか早い期日までとする。

（交付の方法）

第１１条　市長は、補助事業者の請求により、２／３までを２回以内に分けて概算払いにより支払い、実績報告書に基づいて補助額を確定した後、残額を支払うことができる。

（交付の条件）

第１２条　規則第５条第２項の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1)建設完了時、買取完了時又は改修完了時から６か月以内に共同生活住居の用に供すること。

(2)その共同生活住居について１０年以上事業を継続できること。

(3)地域住民の理解と協力が得られていること。

(4)その共同生活住居に関して第３章に基づく補助金、豊田市障がい者に関する社会福祉施設等整備費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(5)新規にグループホームを始めようとする者は、建設・買取・改修費補助事業完了後に総合支援法による事業所指定を受け、すみやかに指定決定書の写しを市長に提出すること。

(6)社会福祉法人等以外の法人については、別に定める審査基準に適合していること。

(7)市税の滞納がないこと。

（財産処分の制限）

第１３条　補助事業者は、建設・買取・改修費補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成１３年７月１２日厚生労働省告示第２３９号）に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、目的に反して使用し、又は譲渡し、交換し若しくは貸付若しくは担保に供してはならない。

（補助の決定の取消し等）

第１４条　市長は、補助事業者が次の各号に該当すると認めたときは、補助を取消し、若しくは補助決定額を減じ、又は既に交付した建設・買取・改修費補助金の返還を命ずることができる。

(1)第１２条に規定する補助条件に違反したとき。

(2)不正行為があったとき。

(3)第３条第２項に掲げる場合に該当するとき。

(4)その他、市長が補助することを不適当と認めたとき。

第３章　賃借運営費の補助

（補助事業）

第１５条　この章が規定する補助金（以下「賃借運営費補助金」という。）の交付対象事業は、補助事業者が賃借契約により、新たに共同生活住居（指定基準第２１０条第２項に規定する本体住居に限る）を豊田市内に確保し運営を行う事業（以下「賃借運営費補助事業」という。）とする。

（補助金の額）

第１６条　賃借運営費補助金の額は、別表２に示す補助上限額と、対象経費の実支出額とを比較し、少ない方の額に、当該共同生活住居の当該年度の運営において、利用者のうち豊田市支給決定者の人数を乗じた額を利用契約者数で除した額とする。

(端数処理、交付の方法)

第１７条　第７条及び第１１条の規定は、賃借運営費補助金について準用する。

（補助金の交付申請）
第１８条　補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに補助金交付申請書（様式第１号の１）及び団体調書を市長に提出しなければならない。
２　補助開始年度を含めて５年間交付申請することができる。
（交付の条件）
第１９条　規則第５条第２項の規定により賃借運営費補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。
(1)地域住民の理解と協力が得られていること。
(2)そのグループホームに対して第２章に基づく補助金の交付を受けていないこと。
(3)市税の滞納がないこと。
（計画の変更）
第２０条　第９条の規定は、この章が規定する賃借運営費補助について準用する。
（実績報告）
第２１条　第１０条の規定は、この章が規定する賃借運営費補助について準用する。
（補助の決定の取り消し等）
第２２条　第１４条の規定は、この章が規定する賃借運営費補助について準用する。

第４章　家賃軽減に要する経費の補助

（補助事業）
第２３条　この章が規定する補助金（以下「家賃軽減費補助金」という。）の交付対象事業は、補助事業者が当該共同生活住居を利用する豊田市支給決定者から徴収する家賃の軽減を行う事業（以下「家賃軽減費補助事業」という。）とする。
２　前項に定める家賃軽減費補助事業は、次の条件をすべて満たすグループホームに限る。
(1)豊田市支給決定者が利用する共同生活住居の所在地が愛知県内にあること。
(2)事業所の所在地が愛知県内にあり、その利用定員が２０人以下であり、かつその共同生活住居の利用定員が９人以下であること。
（補助金の額）
第２４条　家賃軽減費補助金の額は、別表３の補助基準額を用い算定した額に、毎月１日の豊田市支給決定者数を乗じた額とする。
（補助金の交付申請）
第２５条　補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに補助金交付申請書（様式第１号の２）及び規則第４条に定める団体調書を市長に提出しなければならない。
（計画の変更）
第２６条　補助事業者は、補助金交付決定後に、当該グループホームに係る運営規定を変更したことにより、補助金の額が変更する場合は、変更承認申請書（様式第２号）を市長に提出し、承認を得なければならない。
（実績報告）

第２７条　補助事業者は、毎年度、家賃軽減費補助事業完了後に実績報告書（様式第３号の２）を市長に提出しなければならない。

２　前項に定める実績報告の期限は、補助事業の完了の日から起算して３０日を経過した日又は翌年度の４月５日（その日が閉庁日の場合はその前日）までとする。

（交付の方法）

第２８条　家賃軽減費補助金は、実績報告書に基づいて補助額を確定し、補助事業者の請求により支払うものとする。ただし、補助事業者から概算払いによる請求があったときは、年４回以内に分け概算払い（千円未満の端数については、その端数の計を最終支払い時にあわせて支払うものとする）により交付するものとし、実績報告書に基づいて補助額を確定した後、残額を支払う。

（交付の条件）

第２９条　規則第５条第２項の規定により家賃軽減費補助金の交付に付する条件は、次に揚げるとおりとする。

(1)当該グループホームにおいて、提供する便宜に要する費用（家賃、光熱水費、食材費等）については、できる限り低価格に設定するものとする。

(2)第２３条第１項に規定する補助金を交付されたときは、当該共同生活住居を利用する豊田市支給決定者から徴収する家賃の軽減に反映させること。

(3)市税の滞納がないこと。

（補助の決定の取消し等）

第３０条　第１４条の規定は、この章が規定する家賃軽減費補助について準用する。

第５章　運営費補助

（補助事業）

第３１条　この章が規定する補助金（以下「運営費補助金」という。）の交付対象事業は、補助事業者が次に規定する休日（以下「休日」という。）にグループホームの運営を行う事業（以下「運営費補助事業」という。）とする。ただし、障がい支援区分３以上の利用者に対する日中サービス支援型共同生活援助（指定基準第２１３条の２に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。）を除く。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日。

ただし、豊田市支給決定者が利用するグループホームと併せて支給決定される日中活動系サービスが実施される日又は就労している豊田市支給決定者の出勤日を除く。

利用月ごとに当該月の土日休日数を上限とする。

(2) 豊田市支給決定者が利用する共同生活援助と併せて支給決定される日中活動系事業所又は豊田市支給決定者が就労する事業所の休業日。

２　前項に定める運営費補助事業は、次の条件をすべて満たすグループホームに限る。

(1)豊田市支給決定者が利用する共同生活住居の所在地が愛知県内にあること。

(2)事業所の所在地が愛知県内にあり、その利用定員が２０人以下であり、かつその共同生活住居の利用定員が９人以下であること。

（補助金の額）
第３２条　運営費補助金の額は、別表４の補助基準額、総事業費から寄付金その他の収入を控除した額、事業に実際に支出した額を比較し最も少ない額とする。
（補助金の交付申請）
第３３条　補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに補助金交付申請書（様式第１号の３）及び規則第４条に定める団体調書を市長に提出しなければならない。
（実績報告）
第３４条　補助事業者は、毎年度、運営費補助事業完了後に実績報告書（様式第３号の３）を市長に提出しなければならない。
２　前項に定める実績報告の期限は、補助事業の完了の日から起算して３０日を経過した日又は翌年度の４月５日（その日が閉庁日の場合はその前日）までとする。
（交付の方法）
第３５条　運営費補助金は、実績報告書に基づいて補助額を確定し、補助事業者の請求により支払うものとする。ただし、補助事業者から概算払いによる請求があったときは、年４回以内に分け概算払い（千円未満の端数については、その端数の計を最終支払い時にあわせて支払うものとする）により交付するものとし、実績報告書に基づいて補助額を確定した後、残額を支払う。
（交付の条件）
第３６条　規則第５条第２項の規定により運営費補助金の交付に付する条件は市税の滞納が無いこととする。
（補助の決定の取消し等）
第３７条　第１４条の規定は、この章が規定する運営費補助について準用する。

第６章　開設準備費補助

（補助事業）
第３８条　この章が規定する補助金（以下「開設準備費補助金」という。）の交付対象事業は、補助事業者が運営するグループホームに係る共同生活住居（指定基準第２１０条第２項に規定する本体住居に限る）の利用開始にあたっての、初度備品の購入及び賃借運営の賃貸借契約締結行為（以下「開設準備費補助事業」という。）とする。
２　前項に定める開設準備費補助事業は、共同生活住居の所在地が豊田市内にある場合に限る。
３　本補助は、指定基準に基づき指定を受けた日（以下「指定日」という。）の属する年度を補助年度とする。
（補助金の額）
第３９条　開設準備費補助金の額は、別表５に示す補助上限額と、対象経費に補助率を乗じて得た額とを比較し、少ない方の額に、当該共同生活住居の指定日の属する月の末日において、利用者のうち豊田市支給決定者の人数を乗じた額を利用契約者数で除した額とする。

（端数処理）
第４０条　第７条の規定は、この章が規定する開設準備費補助について準用する。
（補助金の交付申請）
第４１条　補助金の交付を受けようとする者は、指定日から起算して 10 日以内に補助金交付申請書（様式第１号の４）及び団体調書を市長に提出しなければならない。
（交付の方法）
第４２条　市長は、実績報告書に基づいて開設準備費補助金の額を確定し、補助事業者の請求により開設準備費補助金を支払うものとする。
（交付の条件）
第４３条　規則第５条第２項の規定により開設準備費補助金の交付に付する条件は次に掲げるとおりとする。
(1)備品については、グループホームに求められる、消防法及びその他法令に規定される基準を満たしたものであること。
(2)市税の滞納がないこと。
（計画の変更）
第４４条　第９条の規定は、この章が規定する開設準備費補助について準用する。
（実績報告）
第４５条　補助事業者は、指定日の属する月の翌月 10 日までに、市長に補助事業等実績報告書（様式第３号の４）を提出しなければならない。
（財産処分の制限）
第４６条　第１３条の規定は、この章が規定する開設準備費補助について準用する。
（補助の決定の取消し等）
第４７条　第１４条の規定は、この章が規定する開設準備費補助について準用する。

第７章　雑則

（委任）
第４８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表１(第６条関係)

補助区分	補助上限額	対象経費	補助率
建設	平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」に規定する中核市の負担額	共同生活住居建設のために必要な工事費または工事請負費及び工事事務費(土地の買収に要する費用は除く。)	3／4
買取	5,750 千円	共同生活住居の用に供する既存の建物の買取に必要な経費(土地の買収に要する費用は除く。)	3／4
改修	4,500 千円	共同生活住居の用に供する既存の建物の改修に必要な費用	3／4

別表２(第１６条関係)

補助上限額	対象経費	備考
1,680 千円 (公営住宅は 840 千円)	共同生活住居の賃貸借に伴う諸経費	年度途中の開所等により 12 か月に満たない場合は、月数に応じて按分した額とする。

別表３（第２４条関係）

補助区分	補助基準額
家賃軽減に要する経費	豊田市支給決定者１人１月につき 補助事業者が設定する家賃のうち 20 千円を超えた金額。ただし、市町村民税非課税世帯については、上限を 10 千円とする。市町村民税課税世帯については 20 千円とする。

別表４（第３２条関係）

補助区分	入居者障がい支援区分	補助基準額	対象経費
運営費	区分３以下	豊田市支給決定者１人１日につき1，297 円 　ただし、障がい福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある場合に限る。	補助対象事業実施に要する経費 （給料、諸手当、報酬、社会保険料事業主負担金、賃金、委託費、旅費、需用費、役務費等）
	区分４～６	豊田市支給決定者１人１日につき2，290 円 　ただし、障がい福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある場合に限る。	

別表５(第３９条関係)

補助区分	補助上限額	対象経費 （指定日の４か月前から指定日までに購入及び契約したものに限る）	補助率
初度備品費（共同使用するもの）	450 千円	(１)炊事用備品 湯沸器、冷蔵庫、ガステーブル、炊飯器、食卓、食器棚、ポット、システムキッチン、レンジ、トースター、椅子及び什器類等の購入に係る経費 (２)事務用備品 片袖机、椅子、書庫、金庫、スケジュールボード及び電話等の購入に係る経費 (３)その他生活用備品 テレビ、掃除機、洗濯機、げた箱、こたつ、消火器、照明器具、カーテン及びカーペット等 ※設置に係る費用及び送料は除く	3／4
礼金	180 千円	賃貸借契約時に係るもの	3／4